

部落差別のない社会の実現に向けて

11月1日～30日は「同和運動推進月間」です

和歌山県では、県民の皆さんとともにさまざまな取り組みを行ってきた結果、同和問題は解決へと向かっています。

しかし、今もなお、同和地区を避ける目的で同和地区の所在を県や市町村に問い合わせる行為や、インターネット上に特定の地域が同和地区であると指摘する投稿や同和関係者を誹謗中傷する投稿を行うなどの部落差別が発生しています。

このことから、部落差別の解消をより一層推進するため、「部落差別の解消の推進に関する条例」に則り、教育・啓発、相談対応や、インターネット上の差別投稿をプロバイダに削除要請するなどの取り組みを行っています。

県民の皆さんには、部落差別は決して許されない行為であり、過去の問題ではなく現実の課題として残されていることをご認識いただき、部落差別解消に向けご協力をお願いします。

同和問題(部落差別)の相談窓口

- ・(公財)和歌山県人権啓発センター
TEL **073-421-7830** FAX **073-435-5421**
 - ・和歌山県人権政策課
TEL **073-441-2563** FAX **073-433-4540**
- ※各振興局総務県民課でも相談できます
・湯浅町人権推進課 TEL **64-1126** FAX **63-3792**

お問合せ先

- 和歌山県人権政策課
TEL **073-441-2561**
FAX **073-433-4540**

湯浅都市計画火葬場の変更に関する都市計画(案)の縦覧について

湯浅都市計画火葬場の変更を行いますので、都市計画(案)について縦覧を実施します。都市計画(案)について意見のある方は、期間中、意見書を提出することができます。

- 都市計画火葬場の名称 湯浅斎場
 - 縦覧・意見書提出期間 12月5日(金)～12月19日(月) (8時30分～17時15分 ※土日祝は除く)
 - 資料縦覧場所 湯浅町役場2階 産業建設課及び湯浅町ホームページ
 - 提出先・問い合わせ 産業建設課管理係(18番窓口) ☎**64-1124**
- ※詳細については湯浅町ホームページをご覧ください。



家具の固定で安心！安全！ 家具転倒防止器具設置事業

設置費用
無料!!

1世帯につき1回限りの設置で3台の固定ができます！

65歳以上の方、または身体・知的・精神障害者手帳をお持ちの方のいる世帯が対象となります！



図 総務課地域防災係

☎64-1108

あなたも私もみんなステキ

～ともに考えましょうみんなの人権～

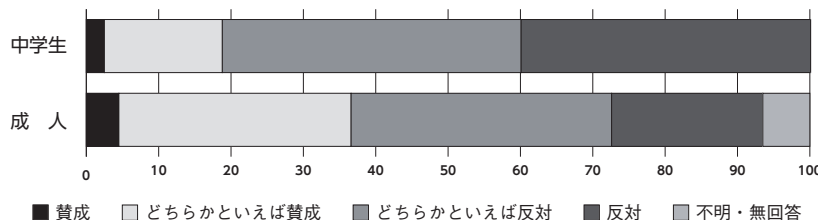
人権尊重委員会
人権推進課
(総合センター)

☎64-1126
jinsui@town.yuasa.lg.jp

男女共同参画社会の実現に向けて③

「男女共同参画社会」とは、性別に関わりなくその個性と能力を充分に発揮できる社会です。皆さんは、「男は仕事、女は家庭」といった考え方についてどう思われますか？

※「第3次湯浅町男女共同参画基本計画」 町民アンケートから



町内の成人と中学生ではアンケートの回答割合に違いがみられました。男女を問わず、個人の能力によって役割分担を決めることが適当であるにも関わらず、役割を固定的に分ける考え方を「固定的な性別役割分担意識」といいます。

こうした考え方から、例えば男性が家事や育児、介護のため、仕事に制約を抱えることが難しくなり、女性に家事負担が集中するなど、男女共同参画が進みにくくなってしまいうことも指摘されています。

男女のあり方や社会の制度など、日常の身近な場面から見直してみたいかがでしょうか。



全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施します！

問 和歌山地方裁判所・和歌山県人権擁護委員連合会 ☎073-422-5131

- ◆期間 11月18日(金)～24日(木)
- ◆時間 平日：8時30分～19時 土・日・祝日：10時～17時
- ◆電話番号 **0570-070-810**(全国共通ナビダイヤル)
- ◆相談内容

夫・パートナーからの暴力やストーカー、セクハラなどの女性をめぐる人権の何でも相談。相談は無料で、秘密は厳守されます。法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じますので、お気軽にご相談ください。

